

**要望事項 (優先順位 2)**

土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域に指定された区域住民の安全対策

**要 旨**

土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域、レッドゾーンやイエローゾーンに指定された区域の住民に対する安全対策及び指定されることにより資産価値の低下を固定資産税の観点から検討してください。

森林災害は、森林の整備がなされずに放逐されている事が多くの原因です。山林の持ち主に森林の整備や安全対策を義務づける事を、お願い致します。

レッドゾーンやイエローゾーンの保安林の監視もされているようには思いません。ぜひご検討ください。

**回 答****(行財政局、左京区役所)**

本市では、平時から土砂災害ハザードマップやマイ・タイムラインを区役所にて配布し、土砂災害警戒区域等にお住いの皆様が適切な避難行動をとることができるよう、御自宅のある場所の土砂災害のリスク、家庭での備え、指定緊急避難場所等の周知に努めています。また、豪雨等により土砂災害の危険性が高まった際には、緊急速報メールや京都市防災ポータルサイト、テレビのデータ放送等、多様な手段を用いて避難情報を伝達しています。

引き続き、土砂災害警戒区域等にお住いの皆様に対して、必要な情報の周知に努めてまいります。

土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）に指定された区域については、京都市固定資産評価要綱・要領に基づき、建築規制等の土地利用制限を考慮し、通常の評価額から30%減価のうえ評価を行っているため、資産価値の低下を固定資産税に反映しています。

一方、土砂災害警戒区域（イエローゾーン）に指定された区域については、土地利用制限が設けられていないため、固定資産評価上の明確な資産価値の低下は生じていないと判断しています。

**(京都林務事務所)**

〔所有者による森林整備について〕

森林の持ち主の義務については、国が定める、森林・林業基本法で、森林の所有者は、森林の整備及び保全が図られるように努めなければならない、と明記されているところです。

しかしながら、木材が利用されず森林に対する関心が低下する状況のもとで、所有者の努力だけでは森林の整備が進まないため、京都府においては、京都市や森林組合とも連携し、所有者において適切に森林を管理してもらえよう、普及啓発や、森林整備の支援措置などの対策を進めているところです。

[保安林の監視について]

保安林の監視ですが、保安林についても土地所有者が自己の財産として管理することが基本ですが、災害防止等公益的機能の発揮が特に要請される森林でありますので、京都府においては、被害発生の予防措置として、土木事務所等関係機関とも土砂災害等の情報共有を図りながら適宜、巡視を行うとともに、立木の伐採や土地の形質変更等を規制し、適切な維持管理に努めているところです。

**(産業観光局)**

森林所有者による森林整備や安全対策については、森林経営管理法で、所有者の責務として適時に伐採、造林及び保育など、経営管理を行わなければならないことが明文化されました。

本市では、市内の経営管理がされていない人工林の所有者を対象に、森林経営管理法に基づく経営管理意向調査を令和3年度から始めており、全市域を15年かけて実施する予定です。

調査の実施にあたっては、事前説明会を開催し、所有者自身による経営管理の必要を説明することで、理解が得られるよう取り組んでいるところです。